

解題

戒田 栄

1. 名称 上吾川村宮内家文書
2. 所蔵者 宮内政美（愛媛県立図書館寄託）
3. 旧蔵地 伊予市上吾川字市ノ坪

上吾川村は古代の吾川郷の一部であり、市ノ坪の字名は条里制の遺名である。その後、吾川荘となり、古刹称名寺がある。近世に入って文禄4（1595）年に加藤嘉明の所領となり、ついで蒲生氏を経て、寛永12（1635）年、松山藩との間に領地の交換が行われて大洲領となった。慶安元年伊予国知行高郷村帳によれば、吾川村高1,151石4斗1升4合であったが、その後、宝暦元（1751）年に上吾川村、下吾川村の両村に分れ、文化9（1812）年の辛未御免割帳によれば、上吾川村高は920石6斗4合である。明治維新後、上吾川村となり、明治22（1889）年、米湊村、下吾川村と合併して郡中村となり、さらに昭和15年郡中町と合併し、ついで昭和30年に市制が施行されて伊予市となった。

4. 文書の伝来 吾川村分村当時の上吾川村庄屋は曾根幸蔵であったが、宝暦13（1763）年、曾我部惣左衛門が曾根家より庄屋役を譲り受け、その子伴右衛門にいたった。（庄屋曾我部伴右衛門家由来書による）。その後文化4（1807）年宮内文右衛門保徳が曾我部伴右衛門より庄屋役を買い受けて、以後明治初年にいたるまで庄屋役を勤めた。従って本文書には庄屋引継の文書として、曾根、曾我部両家の文書が残存しているが、その大部分は宮内家の文書である。ちなみに、宮内家は寛永13（1636）年に、当時荒蕪地であった牛飼ガ原（現在伊予市灘町附近）を開発するため、上灘（現在伊予郡双海町上灘）から、宮内庄左衛門正信の二子九右衛門通則、清兵衛正重の兄弟が大洲藩に許されて居住し、その後弟の清兵衛から6代目才右衛門保如の次子文右衛門保徳が上吾川村庄屋となった。その後2代次郎匡之、3代敬太郎にいたり、4代通担は村長を勤め、5代庸一を経て現在にいたった。
5. 内容 本文書は延宝5（1677）年より、明治37（1904）年にいたるまでのものであり、その内容は下記の項目に分類して表示する。

	近世	
	冊子	一枚物
藩政	1	4
村政	135	515
一般	42	304
財政	89	209
救恤	4	2
戸口	16	224
土地	28	8
貢租	98	50
産業	73	90
農林・水産	7	5
土木・用水	46	30
商工業	17	3
金融	3	42
交通・通信	0	10
宗教・社寺	51	87
私文書	2	295
文書	0	273
記録	2	22
計	404	1,273

	近代	
	冊子	一枚物
戸口	1	0
産業	3	9
農林・水産	2	3
金融	1	6
教育・学問・芸術	1	0
私文書	8	8
文書	0	8
記録	8	0
計	13	17

以上公文書は402冊、978通（以上近世）、5冊、9通（以上近代）で、私文書は2冊、295通（以上近世）、8冊、8通（以上近代）である。その総合計は冊子417、一枚物1290通である。